

地方税法上の守秘義務の調査に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり地方税法上の守秘義務に関する調査を行うものとする。

記

1 調査事項

- (1) 泉市長が行った市税情報のツイッターへの開示に関する事項
- (2) 市税情報の不適正な取扱い及び管理に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条第1項及び明石市議会委員会条例第3条の規定により委員7人で構成する地方税法上の守秘義務調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限を地方税法上の守秘義務調査特別委員会に委任する。

4 調査期限

地方税法上の守秘義務調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、令和4年度においては、50万円以内とする。

6 理由

泉市長が行った市税情報のツイッターへの開示は、市税の賦課徴収事務に必要な限度を超え、地方税法上の守秘義務違反に抵触するおそれがあることから、調査究明し、適正な市税賦課徴収事務を確保するため、本調査を行う。

以上、決議する。

令和4年4月7日

兵庫県明石市議会